平成２２年（フ）第５７７１号
大阪市平野区長吉長原１丁目５番５号パーマリィーハイツ平野南203
債務者　華房さと子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５９８号
大阪府東大阪市大蓮東３丁目15番６号丸善レジデンス205号
債務者　井上　孝子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６２５号
大阪府吹田市山田西１丁目26番15―603号
債務者　藤本　寿恵（旧姓光安）
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６３６号
大阪市北区長柄中３丁目９番１―205号
債務者　中納　綾子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６６３７号
大阪府東大阪市大蓮南５丁目７番21号　リバーサイド友102号
債務者　南　　喜三
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７６５号
大阪市淀川区西宮原２―６―16―833、住民票上の住所大阪市西区新町１丁目28番18―603号
債務者　森下　友滋
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７８１号
大阪市港区波除４丁目２番26号　エスポワール波除401号
債務者　田原　丈稔
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７８２号
大阪市旭区中宮５丁目16番19号　プリモ中宮103
債務者　椙山　　栄
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８５９号
大阪府茨木市高田町10番３―105号
債務者　永渕　康哲
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９１５号
大阪市此花区伝法１丁目４番１―304号
債務者　石井　明美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９３３号
大阪府枚方市枚方上之町４番14号
債務者　小中　智子
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９３７号
大阪市東住吉区鷹合３丁目11番29―1301号
債務者　佐々木竜一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９３８号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目１番33号　近江荘園55号
債務者　三宅　清一
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９４０号
大阪府寝屋川市萱島東２丁目17番15号
債務者　近江　　純
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９４９号
大阪市住吉区長居４丁目２番28―305号
債務者　勝木　豊明
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９５７号
大阪府東大阪市末広町６番５号　藤田加代子方
債務者　西井　一久
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９５８号
大阪府門真市岸和田２丁目23番18号
債務者　小野かおり
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９６５号
大阪市城東区野江１丁目17番13―512号
債務者　谷口　重美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで　大阪地方裁判所第６民事部